

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月24日
【会社名】	株式会社メガロス
【英訳名】	MEGALOS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木皿儀 邦夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である木皿儀邦夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制はその目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制によって財務報告の虚偽記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日としており、評価に当たっては、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、組織内外で発生するリスクを十分に評価するとともに、企業そのもの、及び財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な方針、経営判断、意思決定プロセス等の事項を選定し、これらの整備状況及び運用状況を評価することによって、全社的な内部統制の有効性に関する評価をいたしました。また、業務プロセスに係る内部統制は、評価対象とした全ての事業拠点における業務プロセスを分析した上で、虚偽記載が発生するリスクを十分に低減する機能を有する、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点の整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から決定いたしました。影響の重要性は、財務報告に関する金額的及び質的影響の重要性を考慮し決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全ての事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上原価、売掛金、及び商品に関連する業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案し重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。